

## 3年次編入学〔出願資格予備審査等〕よくある質問 Q&A

【出願資格予備審査提出書類について】\*\*\*\*\*

Q 1. 書類が揃わないため、出願資格予備審査を申請期間中（募集要項 7 頁）に申請できません。

（明らかに出願要件を満たしていると思いますので）出願資格予備審査に申請しなくても、出願することはできますか？

A 1. 出願資格予備審査の結果、「単位について出願要件あり」と認定された方以外は、出願できません。

また、申請書類が不備の状態では審査できませんので、書類は早めに準備したうえで、必ず、申請期間中に申請してください。〔→A 4 参照〕

なお、出願資格予備審査は、あくまで出願時に申請する単位についてのみ、事前に審査するものです。それ以外の出願資格については、必ず、募集要項 5～6 頁の「2 出願資格」欄を確認してください。

Q 2. 現在履修中の科目について、「単位修得見込証明書」または「登録済であることを示す証明書」を事務所に依頼したところ、証明書の発行は 9 月以降でないと発行できない旨言われました。このままでは、出願資格予備審査の申請期間に間に合わないのですが、どうすればいいですか？

A 2. 出願資格予備審査では、専攻語科目（実習）の単位をすでに 16 単位以上修得している場合を除き、現在履修中の科目、あるいは 10 月以降に履修予定の科目についても、審査する必要があります。しかしながら、履修中、又は履修予定の科目がわかる証明書等が、所属機関の都合で発行されない場合にかぎり、「履修科目についての自己申請書（様式③）」を提出していただければ結構です。（「単位修得見込証明書」等については、所属機関から発行され次第、別途提出してください。）

ただし、この場合、出願資格予備審査は、申請者の申し出た科目について審査をしますので、自己申請書（様式③）記載の科目が、所属機関発行の証明書記載の科目と異なることが判明した場合は、予備審査結果通知後でも、出願資格、または合格を取り消すこともありますので、十分注意してください。

また、自己申請書（様式③）記載の履修予定の科目が（登録可能人員等の制限で）登録できなかった場合は、その事が分かった時点で、学生支援係にご連絡ください。

Q 3. 提出書類「授業概要」（募集要項 6 頁）について、もう少し具体的に教えてください。

A 3. 出願資格予備審査では、申請のあった科目それぞれについて審査を行います。

具体的には、次の①及び②の書類をご提出ください。（※日本語以外で記載されている場合は、該当箇所が分かるようにしたうえで、該当証明書に日本語訳を添付してください。）

① 授業内容が具体的に記載されたもの（次のいずれか一つ）

- ・シラバス等の該当頁の写し\*
- ・その他授業形態・内容がわかる（明文化された）もの\*
- \*すべての申請科目について提出してください。

② 年間の「のべ授業時間数」が記載されたもの（次のいずれか一つ）

- ・シラバス等の該当頁の写し（すべての申請科目について提出してください。）
- ・実習単位の年間のべ授業時間数がわかるもの（学則の『実習については〇時間の授業をも

って1単位とする』等が記載された箇所、または授業時間が記載された時間割等の写し等。)

**Q 4. 申請提出書類に不備がないかどうか、事前に確認していただくことは可能ですか？**

A 4. 事前の確認は歓迎いたします。確認の際には、事前に学生支援係（最終頁記載）までご連絡の上、窓口へ直接提出書類（写しでも可）を持参してください。ただし、あくまで不備書類の有無のみを確認するだけであり、出願資格の有無を確認するものではありませんので、ご注意ください。

**【出願資格の「専攻語科目（実習）」に相当する単位16単位について】\*\*\*\*\***

**Q 5. すでに他の大学で修得している単位が、「専攻語科目（実習）」に相当する単位であるかどうかわかりません。**

A 5. 修得されている単位それぞれについて、授業の内容、年間の実施時間数をもとに、それが本学の「実習」に相当する単位であるか、16単位相当であるか、審査します。

例えば、審査の結果、他の大学で「実習」4単位の科目でも、その授業内容・形式が、本学の「専攻語科目（実習）」に相当しない、或いは4単位とは見なされない事もあります。

修得済みの単位で、「専攻語科目（実習）」に相当すると思われる科目については、すべて申請する事をお勧めします。（提出書類については、A3をご参照ください。）

**Q 6. 申請科目が「講義」の単位でも、それが「実習」として認められることがあるのでしょうか？**

A 6. そもそも「講義」と「実習」は授業形態及び単位修得に必要な開設時間数が異なりますので、「講義」が「実習」と認定されることはあまりありません。

また、他大学等で修得した「実習」科目単位が、必ずしも、本学部の「専攻語科目（実習）」に相当する単位として認定されるとは限りませんのでご注意ください。[→A5参照]

**Q 7. 専門学校で修得した単位は、出願資格の単位としてみなされますか？**

A 7. 募集要項5頁の出願資格③に該当する専修学校であれば問題ありません。ただし、出願に際しては、出願資格③ア及びイであることを証明する書類をすべて提出してください。

**Q 8. 出身大学（短期大学）又は出身大学と別の大学（短期大学）等で「科目等履修生」として修得した単位でも、出願資格16単位の一部として申請できますか？**

A 8. 募集要項5頁の出願資格①に該当していれば、問題ありません。

**Q 9. 外国語学部卒業ではないので、語学の授業の修得単位数は8単位しか修得していませんが、出願できる方法はありますか？**

A 9. 出願資格として「専攻語科目（実習）」に相当する単位16単位が必要です。

本学外国語学部の科目等履修生制度、あるいは他大学で単位を修得できる制度を利用する等して、16単位に足りない単位を修得してから出願してください。

**【海外の大学等で取得した単位について】\*\*\*\*\***

**Q10. 海外の機関で修得した（全て、又は一部の）単位でも出願要件単位として認められますか？**

A10. その機関が、現地の学校教育制度において現地の短期大学相当以上の機関と位置づけられている場合に限り、この機関で正規の学生として在籍し、正規の単位修得がなされていれば、問題ありません。

なお、申請の際には、「該当の機関が、現地の学校教育制度において現地の短期大学相当以上の機関」であることが分かる書類も併せて提出してください。（機関発行の証明書、又は「機関案内書」の該当頁の写しでも可。）

また、提出書類には、必ず「日本語訳」を添付してください。

**Q11. 海外の大学の単位数は、そのまま同じ単位数で認定されますか？**

A11. 海外の機関のみならず、日本の機関であっても、単位数はすべて、授業内容及び年間の授業時間数をもとに、文部科学省で定められた単位数に換算いたします。（A3でお答えした書類を提出していただくのは、そのためです。）

例え、ある「専攻語科目（実習）」について、成績証明書に4単位と記載されていたとしても、必ずしも4単位として認定されるとは限りませんので、ご注意ください。〔→A5参照〕

**Q12. 韓国の大学を卒業しましたが、授業は全て韓国語で行われており、韓国語については自信がありません。外国語系の大学でないため、外国語科目（韓国語）としては単位を修得していませんが、この場合、外国語科目以外の単位でも「専攻語（実習）」単位として申請することは可能でしょうか。**

A12. 韓国語で行われていた科目であっても、その内容が韓国語の習得を目的とした内容のものでなければ、「専攻語（実習）」単位としては申請できません。

（例を挙げますと、「統計学」科目の場合、授業は韓国語で行われていますが、授業内容は「統計学」を学ぶためのものであり、韓国語習得を目的としているものとはみなせません。）

ただし、審査の結果、授業の内容から「専攻語（実習）」相当（＝韓国語の習得を目的とした内容）の授業と認められることもありますので、その内容が「実習」と思われる科目についてはすべて申請することをお勧めします。〔→A5参照〕

**【在学期間について】\*\*\*\*\***

**Q13. 現在、4年制大学の2学年に在学中ですが、過去に数ヶ月間休学しています。この場合でも、出願できますか？**

A13. 出願資格④（募集要項5頁）の「日本の大学に2年以上在学」というのは、「1年次において履修すべき課程を全て履修した上で、2年次課程（又はそれ以上の課程）を履修している」ということです。休学期間が含まれる場合は、在籍年次は2年次であっても、1年次の課程を履修していることになるため、2年次課程を履修中ということにはなりませんので、この場合は、出願することはできません。（ただし、1年次から進級制度、あるいは「飛び級」等の制度がある大学はこの限りではありません。）

このことについては、一度、在籍大学に確認することをお勧めします。

**Q14. 外国の4年制大学の3年次の途中で退学しました。出願資格はありますか？**

Q14. 出願資格⑤（募集要項5頁）の「学校教育における14年の課程を修了」というのは、日本における小・中・高等学校の課程12年に加えて4年生大学の2年次課程（注：在籍学年ではありません→「A13」をご参照ください。）、又は短期大学の2年次課程を修了しているということです。

質問者の場合、4年生大学の2年次課程を修了しているのであれば、出願できます。

Q15. それでは、最終学歴が「2年次の途中での退学」の場合は、どうでしょうか？

A15. 出願資格⑤（募集要項5頁）の「学校教育における14年の課程を修了」したことにはなりませんので、出願資格はありません。

【志願する専攻語について】\*\*\*\*\*

Q16. 在籍した大学では「英語」の単位しか修得していませんが、「英語」以外の専攻に出願することはできますか？

A16. 「英語」以外の単位を修得していなければ、「英語」専攻以外の専攻には出願できません。

また、「英語」専攻を出願される場合でも、別途、出願基準が設けられていますのでご注意ください。

（募集要項8頁「5 出願にあたっての留意事項」の※1参照）

Q17. 語学の授業について、「フランス語」の実習科目は14単位しか修得していませんが、「英語」の実習科目を4単位修得しています。併せて18単位として、フランス語専攻、或いは英語専攻に出願することはできませんか？

A17. フランス語専攻にも英語専攻にも出願することはできません。

「専攻語科目（実習）に相当する単位」は、16単位以上全てが、出願する専攻語と同一言語であることが必要です。

【その他】\*\*\*\*\*

Q18. 過去の試験問題は閲覧できますか？

A18. 過去3年間に実施した試験問題に限り、外国語学部学生支援係窓口で閲覧可能です。ただし郵送等はしていませんのでお越しいただく必要があります。

（試験を実施しなかった専攻語がありますので、来学前に電話にて確認してください。）

\*\*\*\*\*

★ その他、3年次編入学試験についてご質問・ご照会等があれば、どんなことでも結構ですので、お気軽に下記までお問い合わせください。

## 記

【外国語学部学生支援係（箕面キャンパスA棟1階）】

◎ 窓口受付時間 9:00~11:15/12:15~16:30

(土・日・祝日・年末年始は休み)

◎ 電話番号 072 - 730 - 5069 (直通)